

平成19年度 府中市立あさひ苑 事業計画概要

前年の概況

- 4月に介護保険制度の改正があり、要介護認定(要支援2の新設)、予防ケアプラン(地域包括支援センターが作成)、サービス内容の変更等あったが、3月に入っても詳細が決まらず現場は混乱した。制度変更に伴い運営規程を変更し、また、新たに契約書および重要事項説明書を取り交わした。
- 法人設立60周年にあたり、60年史発行、シンポジウム、感謝の集い等記念事業を通し職員意識のまとめ、地域からの認識が深められた。
- 前年度より検討してきた「特養ホーム入所指針」の見直しについて提案し、その後府中市で検討され、12月の市内特養施設長会議において承認され、次年度からの運用となった。
- 今年度より義務化された「介護サービス情報の公表」について、7月に居宅介護支援と通所介護、1月に訪問介護をそれぞれ受けた。また、福祉サービス第三者評価については、9月にホームと通所介護について受審した。
- 法人ケアプランプロジェクトの検討により、法人内の居宅介護支援、ホーム、通所介護、ヘルパー事業のケアプラン書式が統一された。この書式が適切に運用されているか、10月に小笠原理事によるモニタリングが行われた。この結果、居宅介護支援に一部未導入が認められ改善した。
- サービス向上および衛生管理上の問題から厨房の改修工事を実施し、新調理システム設備の導入した。
- 二枚橋のごみ焼却所の閉鎖に伴い、ごみの減量化の取り組みを強化した。運営会議で紙ごみのリサイクルおよび減量について協議し実践し成果をあげつつある。
- 法人事業である「ホームヘルプサービス」について、泉苑ホームヘルプサービスの活動を廃止し、あさひ苑ホームヘルプサービスとして一本化した。
- 求人難により、看護師・介護員の欠員が埋まらない状態が続く、9月から看護師について一日2名、1月から介護員について一日2名の派遣職員を導入した。

本年の重点ポイント

- 重点ポイント**
- 人材育成**
ますます厳しくなる経営環境の中、本来目的であるサービスの質の向上をはかるために、一人一人の職員のレベルアップが望まれる。
 - サービス向上**
ケアプランに基づくサービスの提供を基本に、アセスメント・ケアプラン・担当者会議・モニタリングと一連の流れの中で有効的なケアプランを作成していく。
 - 組織作り**
サービスの質の向上を念頭に置きながら、収入とのバランスの中で組織作りを考える年度とする。
 - 安心・安全がキーワード**
ホーム・センター・支援センター全ての利用者に安心・安全をキーワードに援助を行なう。
 - 運営基準を遵守した運営を行う。**

- 全体を通した考え方**
- 府中市立の施設として地域の信頼に応えていく。
 - 厳しい財政状況乗り越えて更なるサービスの質の向上を目指す。
 - 従来の考え方にとらわれず新たな発想で新たなチャレンジをする。
 - 相互に信頼できる組織の強化・人材育成を図る。
 - 服装・態度・言葉遣い等、基本的なマナーの徹底を図る。
 - 口腔ケアをはじめとする五感のケアをすすめる。
 - シニアパワーの活用を意図したボランティア体制、就労体系の整備をする。
 - 運営基準を遵守した運営を行う。

課題

- 人材育成・組織力の向上**
ホーム・センターとも業務を見直し、より効率的な業務体制を築く。施設サービスと在宅サービスの分け隔てなく、施設全体が地域福祉サービスの拠点となれるよう、各事業の連携を深めあさひ苑全体の総合力を高める。
- サービスの向上**
 - ホーム：①日中の過ごし方にグループ化を取り入れ、ユニット的ケアを展開する。②ケアプランに基づいた援助を再確認し、アセスメント・モニタリング・サービス担当者会議を徹底していく。
 - センター：①地域デイ・介護予防推進事業など地域向けのサービスの内容を定着させる。②業務をより効率的に行う為、デイスサービス各チームの業務補完体制をより効率的に行う。
 - 支援：①緑苑居宅介護支援事業所の廃止制度に伴い、利用者に負担がかからないように担当変更していく。②緑苑エリアとの協働体制を築く。③第1地区高齢者とあさひ苑をつなぐ要の役割を果たす。
 - ヘルパー：①効率的な運営を目指し、泉苑地区との協力を一層図る。②登録ヘルパーや現任研修のための研修体系を確立する。
- 府中市立として、公設施設の役割と市内での位置づけを明確にする。
- シニアパワーの活用を意図したボランティア体制、就労体系を積極的に整備する。
- 入所指針の改正により、市内で福祉施設を必要とする高齢者の入所を促進する。

サービス向上担当

- サービスの質の向上のための整備(ソフト面)
①あさひ苑業務マニュアルの活用 ②部署間の連携体制及び必要なサポート体制の確立
- 内部改修3年計画(ハード面)
住空間の見直しに基づき、内部改修3年目としての具体的な取り組みを行う。
- サービスの質の充実 ①サービス評価への取り組み：自己評価、東京都福祉サービス第三者評価、家族等による当事者評価を実施する②苦情対応・解決③オンブズマンの取り組み④運営協議会、高齢者地域支援連絡会の開催⑤情報公表への対応
- ホーム入所判定、センター利用判定会議の開催
- 利用者の安全安心な暮らしの確保：身体拘束他入所者の行動を制限する行為を行わないことの再確認を始め利用者が安全で安心した暮らしができるような環境整備を行う。①事故防止、衛生管理の徹底・安全チェックの実施・事故報告書の検証と再発防止策の徹底・感染症対策②防災防犯：全国的に起きている度重なる地震災害状況を受け、地域の在宅要介護者の避難所としての対応の検討を強化する。近隣の環境変化に伴う、外来者や不法侵入者に対する防犯力の検討。
- 地域交流 近隣施設との連携、実習生・ボランティア・来訪者の受入れ
- 職員育成 資料室の活用、施設内・外研修、法人研修委員会等により育成を図る。
- 個人情報取扱規則の遵守
- 指定管理者対応3か年計画を策定する。
- シニアパワーの活用を意図した ボランティア体制、就労体系の整備をする。

事務担当(事務局連動)

- 介護保険と請求事務の充実
①介護保険制度改正(予防給付・地域支援事業)への適切な対応とシステムの活用による介護報酬請求業務の円滑化
②サービス情報の共有化及び事務処理の効率化
③収入の把握により効率的で有効な予算管理を行い、適切な財務管理を目指す。
④事務局定例会・内部経理監査により、業務力の向上を図る。

支援センター

- 在宅介護支援センター
3年計画のまとめの年として法人理念に基づく支援活動を推進し、民生委員や市民活動と連携することで、府中市に『在宅介護支援センターあり』という名実伴う活動を積極的に行う。
- 後期高齢者の実態把握をより一層進め、食事などに関して適切な生活支援を検討する。
 - 独居・高齢のみ世帯や認知症高齢者をとりまく環境に対して積極的な支援を試み、虐待や介護放棄(自己放任を含む)の予防に取り組む。やすらぎ住宅や都営住宅などに点在する孤立者の支援を考える。
 - 行政の事業を積極的に担う一方で、介護、介護予防がバランスよく市民に供給されるように活動する。
 - あさひ苑全体が在宅介護支援センターであるというコンセプトによって、在宅サービスと施設サービスの融合部分であるショートステイに関し、緊急ショートから一般ショートまで広くフロント業務(連絡調整、調査、送迎など)を協働で担っていく。
- 居宅介護支援センター
介護保険法の運営基準に基づく事業運営に励む。
- 緑苑在宅介護支援センターエリアも含め、困難ケースに積極的に取り組む。
 - 在宅介護支援センター業務と常々連携し、地域における介護保険サービス(居宅介護・訪問介護・通所サービス)やその他の高齢者事業を支援する。
 - 事例検討会や担当地区ケア会議を通じて相談援助技術の向上に取り組むとともに、個々の相談員の燃え尽き症候群予防を常に考える。

サービス提供事業

食事	<ol style="list-style-type: none"> 基本は安心・安全な食事提供(衛生管理含む)とし、日々の食事が五感のケア(見た目・音・香・味)となるよう、メリハリをつける。(利用者の声に応え、食事の満足度を高めていく) 新調理システムの確立①調理機器の変更に伴い、質の安定を図る②真空調理の追及と遂行(献立にあった調理法の選択とレシピの作成・経過に伴う食材変化と浸透度の関係) 食事提供の見直し(関係部署との会議を設け、食のあり方を検討していく)
看護	<ol style="list-style-type: none"> ますます重度化・高齢化していく利用者の健康管理を充実させる為、日々の観察や定期的な健康チェック及び定期健康診断の活用と継続的な管理を行い、生活看護の充実を目指す。 業務マニュアルの整備を行い、看護体制と施設看護の充実を図る。 各職種と連携をとりながら、感染症予防対策を更に充実させる。(季節ごとのPR、マニュアル、研修等) サービス担当者会議をはじめとする介護職との情報交換を密にし、連携協力を強化する。又、歯科衛生士と 協力を図り、口腔ケアの向上を目指す。
ホーム	<ol style="list-style-type: none"> 個々の利用者の心身の状態に応じた、日中の過ごし方の検討を進める。ボランティアからの協力も仰ぎながら、趣味活動の導入や日々の生活の質の向上を図る。 利用者の生活環境の向上を目指し、家族と共に過ごせる部屋・居間となる共用スペース・食堂・居室の環境の検討(臭気対策なども含め)を進め、過ごしやすい居場所を作る。 食事・入浴におけるサービス向上を図る為、関係各部署横断の会議を定期的開催し検討・調整していく。 サービスマナーの向上および現場で介護に当たる上で必要な介護技術の習得・伝達の為の自主的内部研修実施。 ケアプランの作成の充実・適宜の変更や更新を行ない、ケアプランに基づいたサービス提供・記録を行う。また、本人や家族への確認方法や記録の再評価を行ない見直ししていく。 <p>ショートステイ 上記1～5はホームに準ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ショートステイ固有業務の効率化・整備を進める。 関係各部署と協力し、予約・入退所・外部連絡等の業務方法について見直しを進めていく。 緊急ショートステイ対応方法を明確にし、通常業務と区別する事で一般ショートステイ利用者への援助の質を落とさない。 <p>機能訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> 従来の専門的機能訓練に加えて、「生活圏での機能訓練」・「重度利用者のターミナル機能訓練」を個別機能訓練実施計画書に沿って実施し、定期的に評価を行って身体機能の状態を把握していく。生活圏機能訓練は介護職が主に行っていくので、機能訓練についての勉強会を行い、安全に行えるようにする。重度利用者のターミナル機能訓練は、医療・介護と協力して、終末期リハの8項目に沿って実施していく。 転倒予防対策として、福祉機器研究会等と協力して、安全チェック週間を設け、車椅子・ベッド周り等の安全チェックを行って、転倒予防につなげていく。 グループ活動として、朝のリハ体操・筆の友・話の友を定期的実施して、利用者の活動の選択肢を提供できるようにしていく。
デイスサービス	<ol style="list-style-type: none"> ケアプランに基づいた個別援助を行っていく為、個別援助計画を定着させていくと共に、アセスメント・モニタリングなどの記録の充実をはかる。 利用者本位の考えを再考し、第三者評価・サービス評価基準、そしてデイスサービスでの独自のアンケートを基に、利用者の意見を取り入れ、活動の見直し・改善を提案し個別援助を目指していく。 業務をより効率的に行う為、デイスサービス各チームA(地域、推進)B(入浴、運行)C(機能)D(認知症)の業務補完体制をより効率的に行なっていく。 地域デイスサービス・推進事業においては、介護予防コーディネーターとの連携の上実施する介護予防健診を 軸とし、第一地区における介護予防活動の充実を図る。特に推進事業は行政の動向に沿って大幅に教室数を拡大する。また支援センターとも連携の上、利用者情報をシステム化し、書類・様式の整備、登録情報・利用経過の整理などを行う。 入浴に関してはこれまで通り安全なサービス提供を目指し、チーム全体での向上の為、研修・学習会を常勤・パート共に行なっていく。
ホームヘルプサービス	<ol style="list-style-type: none"> モニタリングを定着(月1回)させ、状況の変化に対応し援助のニーズを的確にとらえ、訪問介護計画書に反映していく。 計画の見直しについては検討会を開き、介護サービス取り組みの状況を把握する。 パート・登録ヘルパーの介護技術・質の向上に関して研修の充実(身体介護全般のプログラム)を計る。 記録の充実(ケース記録・報告書・モニタリング記録・検討会記録) ヘルパー全体の仕事をカテゴリ化し、マニュアルを作成する。 予防訪問介護に関しては引き続き、在宅生活が維持出来るように支援センター・ケアマネと協働して実施していく。 あさひ苑が拠点となり、実績、請求、人材育成、利用者の拡大の一本化。 夜間対応(24時間巡回)を継続実施してゆく。